

令和 6 年 3 月 28 日

第 3 回米原市子ども・子育て審議会資料

担当：保育幼稚園課

令和5年度米原市未就園児の定期的な預かり事業について

■実施に当たって

本事業は、こども家庭庁のモデル事業実施に当たり、米原市が応募した結果、採択され実施するもの。(補助基準額：5,981 千円 負担割合 国 9/10、市 1/10)

滋賀県内では米原市 1 施設、近江八幡市 2 施設が採択を受けている。全国では 31 自治体、51 施設で実施。

■目的

保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かることで、育児疲れによる負担を抱える保護者を支援するとともに、対象児が他の子どもと過ごすなどの良質な成育環境を確保することを目的とする。

■実施概要

- 対象児童 市内居住の未就園児で、保育所・幼稚園・認定こども園に在園しておらず、一般型一時預かり事業を併用して利用していない乳幼児
- 実施場所 社会福祉法人石龍会 醒井保育園
米原市醒井 547 番地 1 (TEL：0749-54-0215)
- 利用定員 原則 0～2 歳児 1 日当たり 3 人
- 利用時間 週 2 日以内、1 日当たり 8 時間以内(日曜日、祝日を除く 8:30～16:30)
- 利用料金 1,300 円／日(ひとり親世帯：650 円／日)、別途 給食費(250 円／日)
利用料は市が決定し、醒井保育園が徴収
- 申 請 先 米原市くらし支援部保育幼稚園課、各地域子育て支援センター、
子育て世代包括支援センター
- 注意事項
 - ・受入れ人数を超える利用申請があった場合、利用できない場合がある。
 - ・サポートが必要と判断される申請者を優先する。
 - ・毎月 1 回程度、担当保育士が保護者と面談する。
 - ・事業効果の検証のため、面談内容等を実施施設と市で共有する。

■周知方法

・育児への負担感、悩みを抱えている家庭で本事業を利用してもらえるよう、妊娠・出産期から子育て中の世帯を対象とした総合相談窓口である子育て世代包括支援センター、健診等を通して子どもと関わる保健師、未就園児家庭を訪宅する地域子育て支援センター、家庭に関する相談を受ける家庭児童相談員が連携し、対象家庭への案内、利用に向けた支援を行った。

・市ウェブサイト、市内保育施設等でのチラシ設置、健診時に保護者にチラシを渡すなど行った。また、それぞれの関係課・関係機関において相談等を行うなかで、必要とされている方に本事業の利用を案内し、利用につなげた。

※参考：米原市の未就園児の状況（令和5年4月1日）

年齢	人口	就園児数	就園率	未就園児数
0 歳児	207 人	27 人	13.0%	180 人
1 歳児	244 人	146 人	59.8%	98 人
2 歳児	286 人	190 人	66.4%	96 人
合計	737 人	363 人	49.3%	374 人

■本事業に係る対応経過等

令和5年

6月1日	実施園との委託契約（～令和6年3月31日）
6月20日～	関係課・関係機関との調整（健康づくり課、子育て支援課、子育て世代包括支援センター、各地域子育て支援センター）（実施方針、対象者案内等）
6月23日	事業募集開始
	<u>子育て世代包括支援センター会議（事業実施、対象者検討）</u> ⇒対象者にどのように案内し利用につなげるとよいか検討
7月1日～	事業開始、市ウェブサイト周知
7月4日	公立園長会での説明（事業周知）
7月28日	子育て世代包括支援センター会議（利用促進、対象者検討）
	⇒対象者2人について連携して利用につなげていく
7月31日～	公立園、関係課・関係機関での周知依頼（チラシ等設置依頼）
8月3日	健康づくり課へ乳幼児健診時のチラシ配布依頼（600枚用意）
8月4日～10日	各地域民生委員児童委員協議会での説明（事業周知）
8月10日～	市防災アプリでの周知
8月18日	私立園での周知依頼（チラシ等設置依頼）
8月21日～	利用申請に伴う実施園との調整（随時）
9月6日	未就園児（0歳児：週2日）の利用開始
9月19日	未就園児（0歳児：週1日）の利用開始
9月22日	子育て世代包括支援センター会議（関係機関アンケート）
10月20日	未就園児（0歳児：週1日）の利用開始
	<u>第1回子ども・子育て審議会（事業説明等）</u>
10月～	0歳児の新たな受入れ中止 乳幼児健診でのチラシ配布終了
11月24日	子育て世代包括支援センター会議での検討（対象者検討）
12月4日	<u>第2回子ども・子育て審議会（事業経過報告）</u>

令和6年

1月10日	未就園児（0歳児：週1日）の利用開始
3月28日	<u>第3回子ども・子育て審議会（事業結果報告等）</u>
3月31日	事業完了

■本事業の利用状況(令和6年3月 21 日時点)

月	利用者	延べ利用児童数
7 月	なし	
8 月	なし	
9 月	0 歳児 2 人	週 2 日利用 1 人：5 日 週 1 日利用 1 人：1 日 延べ 計 6 人
10 月	0 歳児 3 人	週 2 日利用 1 人：8 日 週 1 日利用 1 人：5 日 週 1 日利用 1 人：1 日 延べ 計 14 人
11 月	0 歳児 3 人	週 2 日利用 1 人：9 日 週 1 日利用 1 人：3 日 週 1 日利用 1 人：3 日 延べ 計 15 人
12 月	0 歳児 3 人	週 2 日利用 1 人：7 日 週 1 日利用 1 人：2 日 週 1 日利用 1 人：2 日 延べ 計 11 人
1 月	0 歳児 4 人	週 2 日利用 1 人：4 日 週 1 日利用 1 人：3 日 週 1 日利用 1 人：2 日 週 1 日利用 1 人：2 日 延べ 計 11 人
2 月	0 歳児 4 人	週 2 日利用 1 人：3 日 週 1 日利用 1 人：4 日 週 1 日利用 1 人：3 日 週 1 日利用 1 人：4 日 延べ 計 14 人
3 月	0 歳児 4 人	週 2 日利用 1 人：3 日 週 1 日利用 1 人：2 日 週 1 日利用 1 人：2 日 週 1 日利用 1 人：2 日 延べ 計 9 人
期間中合計	0 歳児 4 人	週 2 日利用 1 人：39 日 週 1 日利用 1 人：20 日 週 1 日利用 1 人：13 日 週 1 日利用 1 人：8 日 延べ 計 80 人

■事業報告

定期的な預かりの実施内容及び手法	
① 利用促進の方法	
	・市公式ウェブサイトで事業開始の案内ページを作成。 ・未就園児のいる世帯へ関係機関を通じて本事業の案内チラシを配布。 ・市内保育施設（公立・私立とも）に案内チラシを設置。 ・市防災アプリで情報発信。
② 申し込みの受付方法	
	利用希望者に市保育幼稚園課の窓口に来庁していただき、利用申込書に利用希望曜日や利用日数、利用期間等の必要事項を記入し申請していただいた。対面での利用申請受付時の聞き取りにより、家庭での状況や困り感について把握するよう努めた。
③利用調整の方法及び受入可否の観点の検討	
	〈利用調整の方法〉 ・利用調整が必要とならないよう、子育て世代包括支援センターなどの関係機関に相談が寄せられている方で、本事業の利用を優先する必要がある世帯から利用希望者を募るなどの工夫をした。 ・利用調整が必要な場合は、利用希望者が本事業の利用を必要とする理由、家庭の状況等を丁寧に把握し、保護者、子どもの安全面、健康面に配慮しながら、市保育幼稚園課、市子育て支援課、市健康づくり課、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センターの職員と情報共有して、利用者を決定した。 〈受入れ可否〉 ・市および関係機関が相談対応を行っている家庭に関して、保護者の育児不安や負担軽減、子どもの成長過程に寄与することで家庭環境の改善が図れる方を、市・関係機関と園が利用決定前に情報を共有して本事業を利用する必要性を確認し、実施施設と保護者の面談に市も同席して話を聞いた上で、最終的に市が受入れの可否を決定した。 ・利用の相談があった方で、育休復帰に伴う入園までの短期間（１～２カ月）の利用希望に関して、本事業の必要性が認められないとして、一般型一時預かり事業の利用を案内したケースがあった。

	〈審査会等〉 ・審査会は設けず、市・関係機関と実施施設が情報を共有し、年齢ごとの定員に対して空きがある範囲内で受入れを実施した。
③	受入にあたって、保護者とはどのような取り決めを行ったか。
	・定期預かりを利用しない場合は、前日までにその旨を実施施設に伝えてもらうこととした。 ・実施施設では用意できない預かりに必要な物品については、保護者に用意してもらうこととした。
⑤	要支援家庭等への対応方法
	・要支援家庭については、実施施設と市とでしっかりと情報共有しながら必要なサポートをしていくことを想定していた。 ・実績として、要支援家庭の利用者はゼロとなった。
⑥	関係機関との具体的な連携の方法
	・月1回開催する子育て世代包括支援センター会議での情報共有により、要支援家庭への支援方法や本事業につなげる家庭に関する検討を行った。会議での情報共有の実施は4回。本会議で検討し、本事業につながった家庭は2件。 関係機関：市子育て支援課、市保育幼稚園課、市健康づくり課 子育て世代包括支援センター、 地域子育て支援センター（4施設）
⑦	こどもの成長や発達に対する効果測定の方法
	〈保育支援計画の主な内容〉 ・ねらい・内容、 ・配慮・家庭との連携 ・子どもの姿 ・保育者のねがいとかかわり 〈目標達成に向けた保育所等での取組内容〉 ・特定の保育者が関わり、安心して過ごせるように見守る。 ・体調に留意しながら生活リズムを大切に健康に過ごす。 ・特定の保育者との信頼関係を築き、他児への興味や関わりにつながるよう援助する。

	〈本事業の利用により子どもの成長に良い影響を与えたと考えられる点〉 ・定期的な利用により、生活リズムが整うようになった。 ・いろいろなものに興味や関心を持つようになり、他児の様子も意識しながら行動する様子がみられた。
	⑧保護者面談をどのように行ったか。
	〈保護者面談の回数〉 ・ 預かり実施前 1 回 ・ 毎月 1 回程度（翌月の利用日の調整等と合わせて実施） 〈実人員〉 ・ 4 人 〈面談の主な内容〉 ・ 子どもの家庭での様子の確認 ・ 子どもの園での様子 ・ 健康状態 ・ 発育状況等の確認 ・ 子どもや子育てに関して保護者が気になることの聞き取り
	⑨職員配置や設備基準に関する検討について
	・ 職員配置や設備基準については、基本的に一時預かり事業の基準により実施することでよいが、専用の保育室を確保する方がよい。 ・ 定期的な預かり事業の児童と在園児が同じ保育室を利用することで、保育室で過ごす子どもが日によって変わるため、預かりの児童、在園児ともに、環境に慣れず落ち着いた保育が難しい状況が見られた。
	⑩安全面・健康面への配慮
	・ 事前に面談を行い、健康面やアレルギー等も含めた家庭での子どもの状況把握を行い、預かりの受入れ時に健康観察を行うとともに、保育者と情報を共有した。

	⑪定期預かりを行う上でどのようなことが課題となったか。 ・利用定員に限りがあることから、主な利用者を家庭や保護者へのサポートが必要な児童であると想定し、利用料金も一般型一時預かりよりも低額に設定して実施した。しかし、実際には低額で定期的に利用できる制度として利用を希望される方からの利用希望の問い合わせが寄せられた。本事業の利用条件や周知方法、利用調整について、必要とされる方の利用につながるよう進めていくために、実施園や保護者と、丁寧に時間をかけて説明や調整を行う必要があった。 ・実施施設での受け入れに当たり、通常保育の子どもと比較すると、利用頻度が異なるため、子どもが環境に慣れることが難しい。 ・保育者としては、利用頻度が少なく、子どもの様子等の把握が難しいため、指導計画や保育の記録を作成することに時間を要する。実際に子どもを預かり、子どもと関わる時間を充実させる必要がある。 ・本事業の保育者として、保護者が気軽に相談しやすく、保護者への支援や助言等を行える人材が必要となる。 ・定期預かり利用開始時には、利用者について、市や関係機関と情報共有を行ってスタートしたが、その後、利用した結果どうだったのか、保健師や関係機関からの情報提供がなく、今後どうしていくのかということが共有できなかった。
--	--